

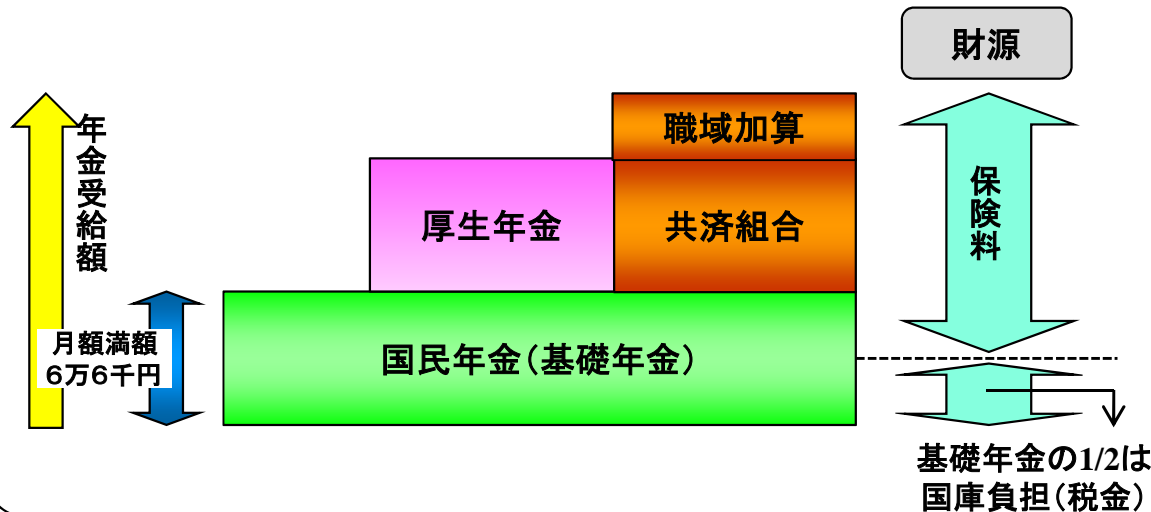
社会保障と税の一体改革

新たな年金制度に向けてー1

(2011/6/23 作成)

新たな年金制度の創設

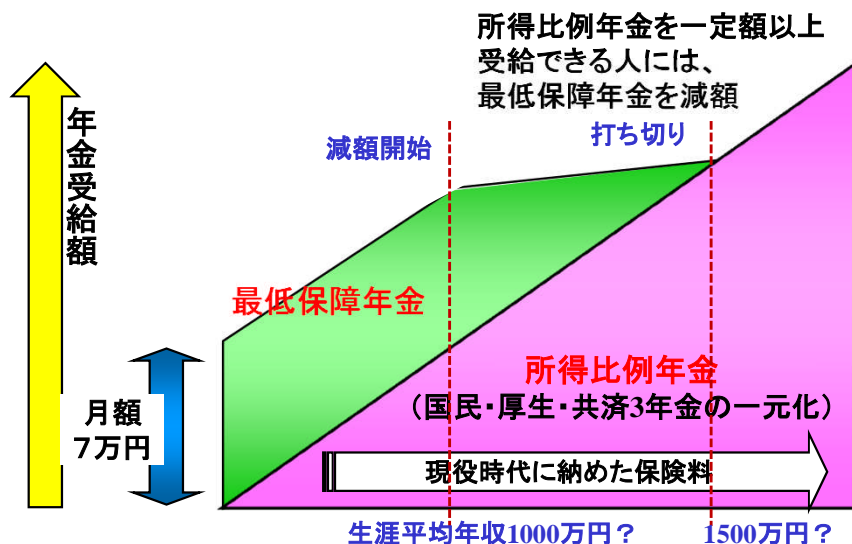
現行の年金制度



<現行制度の課題>

- ・加入者数の減少
(H21年度末:約6800万人、前年比62万人減)
- ・年金受給者数の増加
(H21:約3700万人、前年比110万人増)
- ・非正規雇用者の増加(H23:約1700万人)
- ・年金支給総額が、毎年1兆円規模で増加
(H21:50.3兆円、前年比1.4兆円(2.8%)増)
- ・3制度間での不公平感
- ・収入不安定による保険料未納の増加
(国民年金納付率 H21:60% 前年比▲2.1%)
- ・低年金者の増加
(H23:老齢基礎年金平均受給額:月額5.4万円)
- ・無年金者の増加(約100万人)

新たな年金制度(案)



<新たな年金制度のポイント>

- **年金制度の一元化**
職業に応じた年金制度ではなく、すべての人が一つの公的年金に加入
- **「所得比例年金」の創設**
所得が同じなら同じ保険料の負担で、納めた保険料を基に受給額計算
- **「最低保障年金」の創設**
月額7万円
(「所得比例年金」を一定額以上受給できる人は、「最低保障年金」を減額)
- **加入対象者の拡大**
20歳以上65歳未満
20歳未満または65歳以上で所得のある人

社会保障と税の一体改革

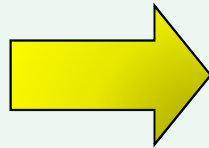
新たな年金制度に向けて-2

(2011/6/23 作成)

現行年金制度の改善(案)

雇用や就労形態に影響されない制度

- ・職業により加入制度が変わる
- ・非正規労働者の増加(国民年金:第1号被保険者)
- ・労働時間や収入で加入制度が変わる
- ・保険料負担の義務のない第3号被保険者制度



- ・年金制度の一元化
- ・厚生年金保険の短時間労働者への適用拡大
- ・在職老齢年金の見直し
- ・第3号被保険者制度の不公平感

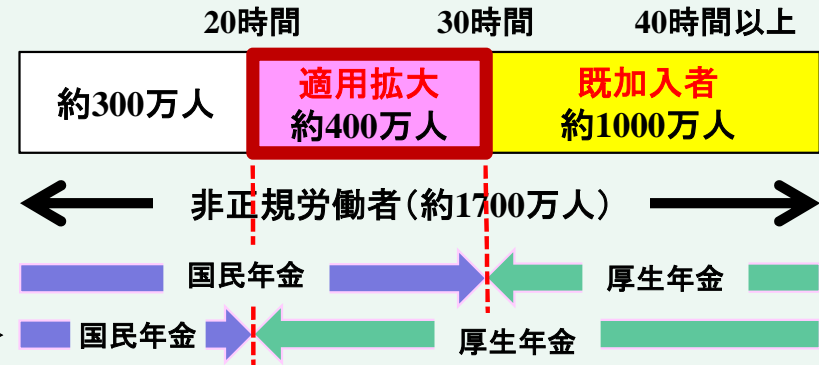
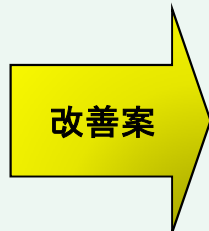
短時間労働者への適用拡大

<現在の厚生年金保険の被保険者>
所定労働時間と所定労働日数がそれぞれ通常の就労者の4分の3以上の労働者

<雇用保険>

- ・1週間の所定労働時間が20時間以上
- ・31日以上雇用見込みがあること

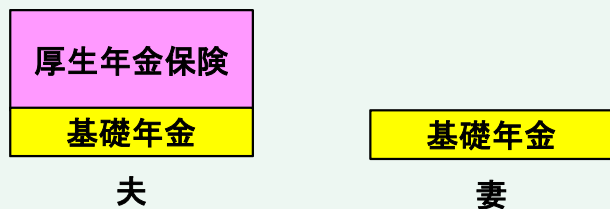
雇用保険と同条件に拡大



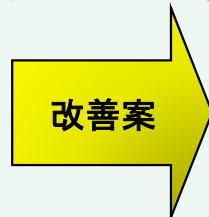
第3号被保険者制度の不公平感

現行制度は、年収130万円未満のサラリーマンの被扶養配偶者は、保険料を負担せず基礎年金を受けることができる。

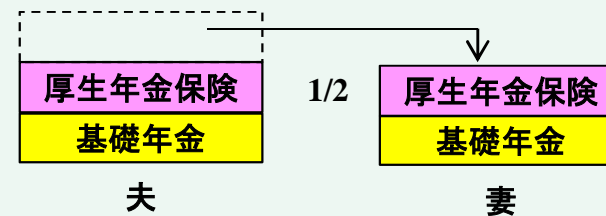
<現行>



夫の保険料の半分は妻のものとして扱う



個人単位で年金を計算し、夫婦の納めた保険料を合算したものをそれぞれの納付保険料とする。(2分2乗)



社会保障と税の一体改革

新たな年金制度に向けて-3

(2011/6/23 作成)

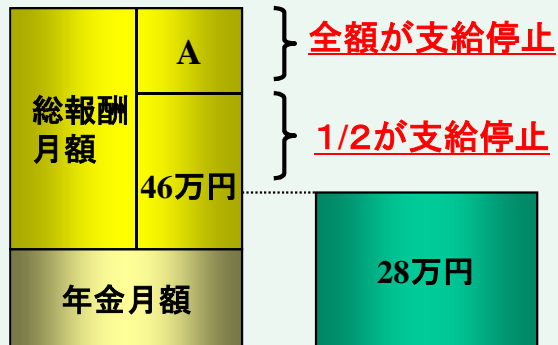
現行年金制度の改善(案)

在職老齢年金の見直し

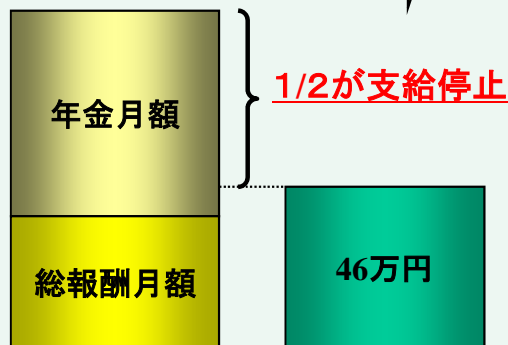
給与と年金の合計額が一定額を超える場合は年金額を調整される(在職老齢年金)ことに、勤労意欲をそがれる等の問題がある。

現行の在職老齢年金

<60歳~64歳の場合>

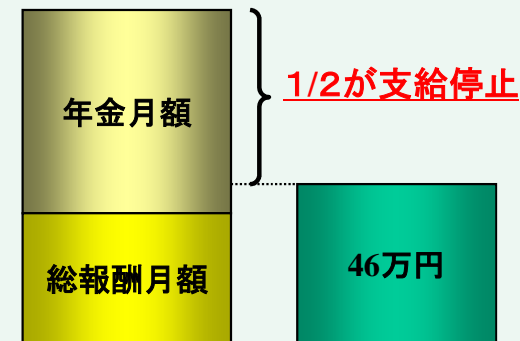


<65歳以降の場合>



改善案

65歳以降の仕組みに統一し、支給停止開始額を引き上げる。
(年金月額は、定額部分を含まない報酬比例部分)

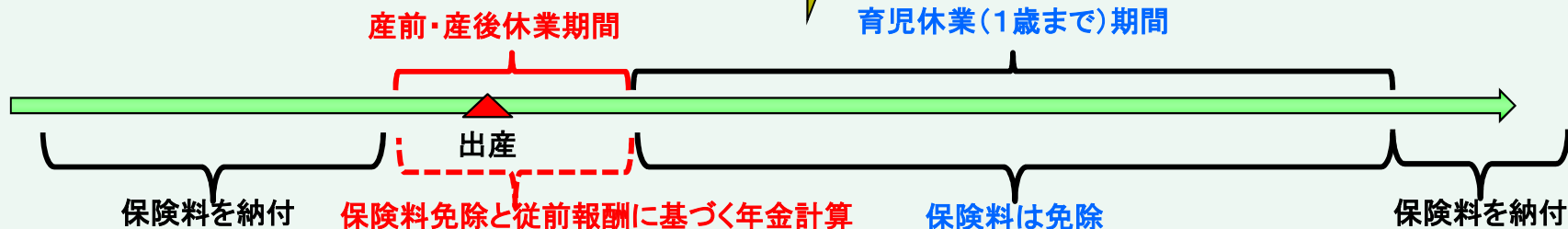


産前・産後期間中の保険料免除

現行制度では、育児休業期間中は、保険料が免除(本人分、事業主分とも)され、年金は従前の報酬に基づいて計算されるが、産前・産後休業期間は対象外となっている。

改善案

育児休業期間に加え、産前・産後期間も同様の扱いとする。
(保険料免除と従前の報酬に基づく年金計算)



社会保障と税の一体改革

新たな年金制度に向けて－4

(2011/6/23 作成)

現行年金制度の改善(案)

年金制度の一元化

- ・被用者年金は、職域ごとに分立している。
(厚生年金保険、国共済、地共済、私学共済)
- ・保険料率、職域加算等の給付水準が異なる。

改善案

- ・被用者年金は、厚生年金保険に一元化。
- ・保険料率、給付要件を厚生年金保険にそろえる。

現行の厚生年金・共済年金の保険料率

	厚生年金保険	国共済・地共済	私学共済
現在 (H23/4)	16.058%	15.508%	12.938%
最終保険料率	18.3% (H29年度)	19.8% (H35年度)	19.4% (H42年度)

* 共済は、職域部分も含めた保険料率

最低保障機能の強化

受給資格期間の短縮

- ・受給資格期間: 25年(保険料納付+免除期間等)
- ・資格期間満たせず無年金者の増加(約110万人)

改善案

- ・25年を短縮し、納付した保険料に応じて受給可能に。

<期間短縮試算>

	受給資格期間	年金月額 (H23年度)
現行制度	40年	65,741円
	25年	41,088円
短縮試算	20年	32,870円
	10年	16,435円

<諸外国の受給資格期間>

	受給資格期間
日本	25年
アメリカ	10年
イギリス	なし
ドイツ	5年
フランス	なし
スウェーデン	なし

社会保障と税の一体改革

新たな年金制度に向けて－5

(2011/6/23 作成)

現行年金制度の改善(案)

最低保障機能の強化

低所得者への加算

＜現行の老齢基礎年金＞

満額：月額約6.6万円

平均受給額：月額5.4万円

(基礎年金のみの平均受給額：月額4.9万円)

改善案

- ・低所得者の年金受給者に対し、定額又は低率で基礎年金額を加算。
- ・年収65万円未満(単身の場合)に対して、月額1.6万円を加算(最低保障年金7万円－老齢基礎年金平均受給額5.4万円)

高所得者の年金額の見直し

- ・低所得者への加算とともに、高所得者の基礎年金の一部調整を検討。

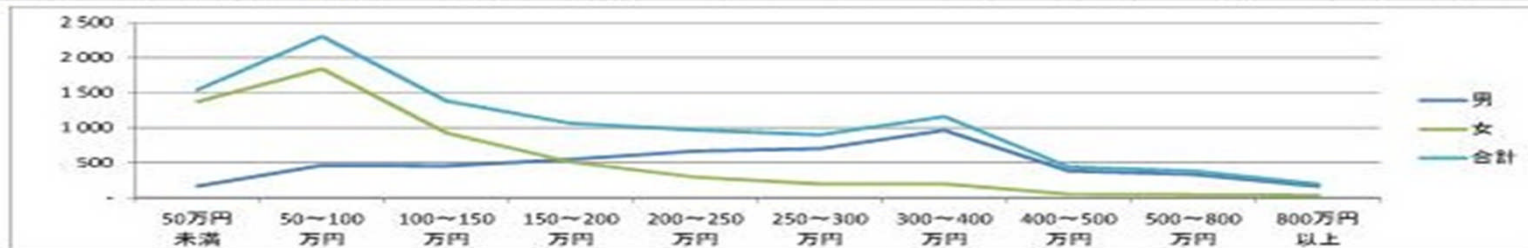
改善案

- ・調整開始の年収を仮定した場合の構成比
年収600万円以上は、全体の約2.4%
年収1000万円以上は、全体の約0.6%
 (600万円を超える収入1万円につき0.25%ずつ減額
 1000万円以上の場合は、100%減額)
- ・公的年金等控除の縮減

年金受給者の収入分布

年金制度基礎調査(老齢年金受給者実態調査)平成19年

	総数	本人の収入額												平均額
		50万円未満	50～100万円	100～150万円	150～200万円	200～250万円	250～300万円	300～400万円	400～500万円	500～800万円	800万円以上	不明		
男	5,180	169	465	455	549	668	701	964	385	336	163	325	308.1	
	構成比	3.3%	9.0%	8.8%	10.6%	12.9%	13.5%	18.6%	7.4%	6.5%	3.1%	6.3%		
女	6,192	1,374	1,843	928	513	299	198	198	54	47	36	702	123.2	
	構成比	22.2%	29.8%	15.0%	8.3%	4.8%	3.2%	3.2%	0.9%	0.8%	0.6%	11.3%		
合計	11,372	1,543	2,308	1,383	1,062	967	899	1,162	439	383	199	1,027	207.4	
	構成比	13.6%	20.3%	12.2%	9.3%	8.5%	7.9%	10.2%	3.9%	3.4%	1.7%	9.0%		



社会保障と税の一体改革

新たな年金制度に向けて－6

(2011/6/23 作成)

現行年金制度の改善(案)

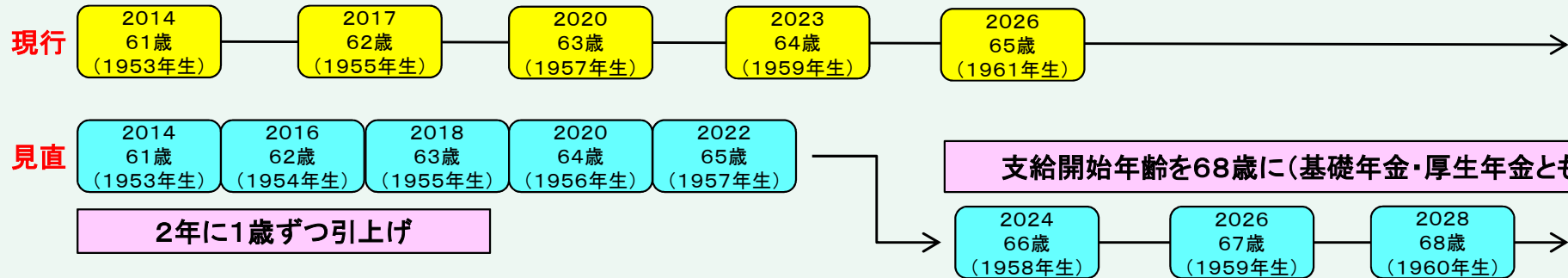
年金財政の確保

支給開始年齢の引上げ

・男性は2025年度までに、女性は2030年度までに段階的に65歳まで支給開始年齢を引上げ中。

改善案

- ①3年に1歳ずつ→2年に1歳ずつ引上げる。
- ②65歳引上げ完全移行後も、引上げ継続。
- ③支給開始年齢を68歳とする。



<諸外国の支給開始年齢>

	支給開始年齢	制度変更
日本	国民年金: 65歳 厚生年金: 60~65歳	男性は2025年度、女性は2030年度までに65歳に段階的に引上げ中
アメリカ	66歳	2027年までに67歳に
イギリス	男性: 65歳 女性: 60歳	女性は2020年までに65歳に 2024年~46年にかけて68歳に
ドイツ	65歳	2012年~29年までに67歳に
フランス	60歳	2018年までに62歳に
スウェーデン	61歳	61歳以降は本人選択